

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年10月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年10月11日	福岡タクシー株式会社 (法人番号7400001007781) 代表者 漆田 栄一	岩手県二戸市 石切所字杉ノ沢 13番1	本社営業所	岩手県二戸市 石切所字杉ノ沢 13番1	輸送施設の使用停止 (120日車) 及び 文書警告	道路運送法 第9条の3第1 項、 第27条第3項	平成29年10月17日及び平成30年1月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。 (1)認可運賃・料金收受違反(道路運送法第9条の3第1項)、 (2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、 (4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (8)定期点検整備の実施義務違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条)、 (9)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)
2	平成30年10月11日	仙台秋保タクシー有限公司 (法人番号1370002002188) 代表者 千葉 昌幸	宮城県仙台市 太白区富沢鍛冶 屋敷11-4	本社営業所	宮城県仙台市 太白区富沢鍛 冶屋敷11-4	輸送施設の使用停止 (25日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成29年11月30日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。 (1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、 (3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
3	平成30年10月12日	白河観光交通株式会社 (法人番号9380001010233) 代表者 山口 松之進	福島県白河市 字中山南5番地 97号	本社営業所	福島県白河市 字中山南5番地 97号	輸送施設の使用停止 (30日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成29年12月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。 (1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (5)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (6)定期点検整備の実施義務違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条)
4	平成30年10月24日	有限会社太陽タクシー (法人番号4400002011678) 代表者 岩淵 聡	岩手県釜石市 鶴住居町第15 地割7番地1号	本社営業所	岩手県釜石市 鶴住居町第13 地割45番1・4 5番2・44番2	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年7月3日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
5	平成30年10月31日	有限会社延生プランニング (法人番号1370802002239) 代表者 延生 一雄	宮城県名取市 ゆりが丘一丁目 15-3	仙台南営業所	宮城県仙台市 太白区柳生七 丁目22-1	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年10月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
6	平成30年10月31日	観光第一交通株式会社 (法人番号5370001004454) 代表者 北浦 歳彦	宮城県仙台市 若林区卸町東一 丁目1番地56	泉営業所	宮城県仙台市 泉区長命ヶ丘 三丁目26-8、 9	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年10月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)